

はしがき

令和3年度の土地家屋調査士筆記試験の択一式民法については、例年どおり、司法試験及び司法書士試験における既出の問題が散見されています。

すべての肢の記述において、あいまいなものはなく、正誤が判然としており、受験生の真の実力が試されたのではないかと考えられます。

また、単に法令を覚えているか試すだけでなく、正確に解釈しているか試す問題が出題されております。

本学院では、令和4年度の土地家屋調査士筆記試験の民法対策として、難易度が高めの問題群、全138問（総則35問，債権4問，物権・担保物権73問，親族4問，相続22問）を集めてみました。過去に本学院の司法書士答練などで出題した民法の問題群を，土地家屋調査士の民法対策用に編集し直して，改変をいたしました。

「たかが3問，されど3問」。民法科目を1問も落とすことなく，出題される範囲，問われる内容を完全に把握し，絶好のタイミングのこの時期に民法を完全攻略しましょう。

令和4年1月
東京法経学院 編集部

CONTENTS

総則	問題編
	P7 - P42
	解説編
	P43 - P103
債権	問題編
	P107 - P111
	解説編
	P113 - P121
物権・担保物権	問題編
	P125 - P200
	解説編
	P201 - P332
親族	問題編
	P335 - P339
	解説編
	P341 - P349
相続	問題編
	P353 - P375
	解説編
	P377 - P410

総則

一總則一 問題編

第1問

制限行為能力



問 制限行為能力に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、保佐開始の審判を受け、Bが保佐人となった。Aが遺産の分割をするだけでなく、遺贈を放棄する場合にも、Bの同意を要するし、Aが不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為を制限行為能力者の法定代理人としてするにも、Bの同意を要する。

イ 家庭裁判所は、被保佐人が日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く民法第13条第1項に掲げる行為以外の行為をする場合であっても、その保佐人の同意を要する旨の審判をすることはできるが、被補助人が民法第13条第1項に掲げる行為以外の行為をする場合に、その補助人の同意を要する旨の審判をすることはできない。

ウ 成年後見人の代理権の範囲は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を含む成年被後見人の財産に関するすべての法律行為が対象となり、また、審判により代理権を付与された保佐人の代理の範囲も、日用品の購入その他日常生活に関する行為を含む被保佐人の財産に関するすべての法律行為が対象となる。

エ 成年被後見人が保佐開始の審判を請求し、家庭裁判所が保佐開始の審判をする場合には、家庭裁判所は後見開始の審判を取り消さなければならない。

オ 未成年者が、成年者であることを信じさせるため詐術を用いて契約した場合は、その契約を未成年者であることを理由に取り消すことはできないが、被保佐人が単に被保佐人であることを黙秘して契約をした場合も、その契約を被保佐人であることを理由に取り消すことはできない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第2問

未成年者



問 未成年者に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 年齢18歳をもって、成年とする。

イ 未成年者が法律行為をするには原則として法定代理人の同意が必要だが、認知又は遺言をする場合は、法定代理人の同意は不要である。

ウ 未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合において、その贈与契約が負担付のものでないときは、その未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。

エ 未成年者が債権につき弁済を受けることは、その給付自体についてみれば利益を受けることになるので、法定代理人の同意を得ることを要さず、未成年者が単独で行うことができる。

オ 未成年者の営業を法定代理人が許可するには、一種又は数種に特定することが必要であって、一個の営業の一部に限定したり、一切の営業を許すことは認められない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第3問

未成年者



問 未成年者に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 未成年者がした売買契約は、その契約が日用品の購入であるときでも、法定代理人の同意を得ないでした場合は、取り消すことができる。
- イ 未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合は、その贈与契約が負担付のものであるときでも、未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。
- ウ 法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産も、未成年者は自由に処分することができる。
- エ 許可を得て未成年者が営業を行っていても、その営業に堪えることができない事由があるときは、法定代理人は許可を取り消すことができ、その許可が取り消されたときは、その取り消し以前に許可された営業に関してなされた法律行為は初めから無効となる。
- オ 持分会社の無限責任社員となることを許された未成年者は、社員の資格に基づく行為に関しては、行為能力者とみなされる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

一総則一 解説編

第1問

各肢の解説

制限行為能力

ア 正しい。被保佐人は、保佐人の同意がなければ、「遺産の分割をすること」ができず（民13 I ⑥）、また「遺贈を放棄すること」もできないとされている（民13 I ⑦, 986）。また、令和2年4月1日施行の改正により、被保佐人が保佐人の同意を得なければならない行為として「民法第13条第1項第1号から第9号に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること」が追加された（改正民13 I ⑩）。したがって、Aが不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（民13 I ③）を「制限行為能力者の法定代理人」としてするにも、「Bの同意を要する」ので、本肢は正しい。

イ 正しい。家庭裁判所は、保佐開始の審判の請求権者（民11本文）又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く（民13 II ただし書, 9 ただし書）民法第13条第1項に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる（民13 II 本文）。これに対し、家庭裁判所は、補助開始の審判の請求権者（民15 I 本文）又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を要する旨の審判をすることができる（民17 I 本文）が、その特定の法律行為は、「民法第13条第1項に規定する行為の一部」に限るとされている（民17 I ただし書）。その趣旨は、単独でなし得る行為の範囲を被保佐人よりも広くする点にある。したがって、被補助人が民法第13条第1項に掲げる行為以外の行為をする場合に、その補助人の同意を要する旨の審判をすることはできないので、本肢は、前段も後段も正しい。

ウ 誤り。成年後見人の代理権の範囲は、成年被後見人の「財産に関するすべての法律行為」が対象となり（民859 I）、取消権の対象から除外されている「日用品の購入その他日常生活に関する行為」（民9 ただし書）も成年後見人の代理権からは除外されていないから、これらについても成年後見人の代理権は及ぶ。これに対し、家庭裁判所は、保佐開始の審判の請求権者（民11本文）又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができるが、その代理権の範囲は、「当事者の選択により申し立てられた特定の法律行為」についてであり（民876の4 I）、成年後見人のように包括的代理権が付与されるわけではない。したがって、本肢は、審判により代理権を付与された保佐人の代理の範囲も、日用品の購入その他日常生活に関する行為を含む被保佐人の財産に関する「すべての法律行為」が対象となるとしている点が、誤っている。

エ 正しい。成年被後見人本人も補助開始・保佐開始の審判を請求することができる（民11, 15 I）。しかし、審判相互の関係として、後見・保佐・補助の審判は重ねてすることができないとされている（民19）。その趣旨は、後見・保佐・補助の制度が抵触しないようにすることにある。よって、成年被後見人が保佐開始の審判を請求し、家庭裁判所が保佐開始の審判をする場合には、家庭裁判所は、後見開始の審判を「取り消さなければならない」とされている（民19 II 前段）。したがって、本肢は正しい。

オ 誤り。制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、

その行為を取り消すことができないとされている（民21）。その趣旨は、詐術という手段を用いた制限行為能力者に対して取消権喪失という制裁を与えることにより、制限行為能力者を行為能力者と信頼した相手方の利益保護を図る点にある。この「詐術」の意義につき、判例（最判昭和44・2・13）は、「民法第21条にいう『詐術を用いたとき』とは、制限行為能力者が行為能力者であることを誤信させるために、相手方に対し積極的術策を用いた場合に限るものではなく、制限行為能力者が、普通に人を欺くに足りる言動を用いて相手方の誤信を誘起し又誤信を強めた場合をも包含すると解すべきである。したがって、制限行為能力者であることを黙秘していた場合でも、それが制限行為能力者の他の言動などと相俟って相手方を誤信させ又は誤信を強めたものと認められるときはなお詐術に当たると言うべきであるが、単に制限行為能力者であることを黙秘していたことの一事をもって上記にいう詐術に当たるとするのは相当ではない」としている。したがって、本肢は、未成年者が、成年者であることを信じさせるため詐術を用いて契約した場合は、その契約を未成年者であることを理由に取り消すことはできないとする本肢前段の記述は正しいが、被保佐人が「単に被保佐人であることを黙秘」して契約をした場合も、その契約を被保佐人であることを理由に取り消すことは「できない」とする本肢後段の記述が、判例の趣旨に照らし誤っている。

正解 4

各肢の解説より、判例の趣旨に照らし誤っているものはウ及びオであるから、4が正解となる。

第2問 各肢の解説 未成年者

- ア 誤り。本肢は令和4年4月1日施行の改正民法によれば正しいが、現行法上は「年齢20歳をもって、成年とする。」と規定されている（民4）ので、誤っている。
- イ 正しい。未成年者が法律行為をするには原則として法定代理人の同意が必要である（民5 I 本文）が、認知（民780）又は遺言（民962）をする場合は、法定代理人の同意は要しないとされている。したがって、本肢は正しい。
- ウ 正しい。未成年者が、「負担のない贈与を受けること」は、「単に権利を得る法律行為」（民5 I ただし書）に該当することから、その贈与契約を民法第5条第2項により取り消すことはできない。したがって、本肢は正しい。なお、「負担付贈与」の申込みを承諾することにつき、民13 I ⑦参照。
- エ 誤り。債権につき「弁済を受ける」ということは、給付自体についてみる限り、確かに利益を得ることになるが、その反面において同時に**債権の消滅**という効果も生ずる（民473）。したがって「単に」権利を得、又は義務を免れるだけの法律行為（民5 I ただし書）とはいえ、法定代理人の同意が必要である（被保佐人も「元本」を領収するには保佐人の同意が必要なことにつき、民13 I ①参照）ので、法定代理人の同意を得ることを要さず、未成年者が「単独で行うことができる」とする本肢は、誤っている。
- オ 正しい。法定代理人は、未成年者が営業をすることを許可することができる（民6 I, 民823 I, 857）が、未成年者保護の趣旨から、「**一種又は数種**」と、許可する営業の種類を特定することが必要であって（民6 I, 商登35 I ②）、「一切の営業を許す」ことは認められない。また、「一個の営業の一部」に限定して許可することも、取引の相手方に不測の損害を及ぼすおそれがあるから、認められないと解されている。したがって、本肢は正しい。

正解 1

各肢の解説より、誤っているものはア及びエであるから、1が正解となる。

第3問 各肢の解説 未成年者

- ア 正しい。成年被後見人の法律行為に関しては、ノーマライゼーションの観点及びその残存能力を活用する趣旨で「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については単独でできる旨が規定されている（民9ただし書）。しかし、未成年に関してはこのような規定はなく、日用品の購入その他日常生活に関する行為であることを理由に取消権は否定されないと解されている。したがって、未成年者がした売買契約は、その契約が日用品の購入であるときでも、法定代理人の同意を得ないでした場合は、取り消すことができるとする本肢は、正しい。
- イ 誤り。未成年者が、「負担付贈与を受けること」は、「負担のない」贈与を受けることとは異なり、「単に権利を得る法律行為」（民5Ⅰただし書）には該当しない（民13Ⅰ⑦参照）。したがって、未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合は、その贈与契約が「負担付のものであるときでも」、未成年者は、その贈与契約を取り消すことは「できない」とする本肢は、誤っている。
- ウ 正しい。未成年者が法律行為をするには、原則として、法定代理人の同意が必要であり（民5Ⅰ本文）、同意を得ないで未成年者がした法律行為は取り消すことができる（民5Ⅱ）。しかし、法定代理人が「目的を定めて処分を許した財産」（民5Ⅲ前段）のほか、「目的を定めなくて処分を許した財産」（小遣金等）についても、未成年者は、法定代理人の同意を要せず、自由に処分することができるとされている（民5Ⅲ後段）。したがって、本肢は正しい。
- エ 誤り。未成年者がその「営業に堪えることができない事由」があるときは、その法定代理人は、第4編（親族）の規定（民823Ⅱ、857）に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる（民6Ⅱ）が、この営業の許可の取消しは、将来に向って許可のないものとする「撤回」のことであると解されている。したがって、取消し（撤回）までの間になされていた行為の効力に影響を及ぼさないで、許可が取り消されたときは、その取消し以前に許可された営業に関してなされた法律行為は「初めから無効となる」とする本肢は、誤っている。
- オ 正しい。無限責任社員となることを許された未成年者の行為能力については、従前から、「持分会社の無限責任社員となることを許された未成年者は、社員の資格に基づく行為に関しては、行為能力者とみなす。」と規定されている（会584）。したがって、本肢は正しい。なお、令和3年3月1日施行の改正により、成年被後見人又は被保佐人は取締役の欠格事由でなくなったことから（改正会331Ⅰ②）、「成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。」との規定（改正会331の2Ⅳ）が新設されたことに注意しておくこと。

正解 3

各肢の解説より、誤っているものはイ及びエであるから、3が正解となる。

【本書に関するお問合せについて】

本書の正誤に関するご質問は、書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお、その際にはご質問される方のお名前、ご住所、ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等）、FAX 番号を必ず明記してください。

また、お電話でのご質問および正誤のお問合せ以外のテキストに関する解説につきましてはお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご送付先】

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町 3-22 ナカバビル 1 F 東京法経学院
「土地家屋調査士／Top of The 民法 錬成問題集 ことぶき 寿」編集係 宛
FAX : 03-3266-8018

土地家屋調査士／Top of The 民法 錬成問題集 ことぶき 寿

令和 4 年 1 月 1 日 初版発行

版權所有
不許複製

編 者 東京法経学院 編集部
発行者 立石寿純
発行所 東京法経学院
〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町 3-22 ナカバビル 1F
TEL 03-6228-1453（代表）
FAX 03-3266-8018
郵便振替口座 00120-6-22176